

【別紙3】 当該施設のアスベストについて

当該施設のアスベストの有無については、旧所有者により、平成18年2月に、A棟及びB棟の吹付け材の分析調査が実施されております。

その後、アスベストの対象範囲や調査基準が変更されたことから、再度、新しい基準による分析調査が行なわれました。

A棟、B棟それぞれの調査結果については、以下のとおりです。

また、A棟に関しては、平成18年2月にアスベストの一部の除去工事が実施されております。

なお、付属建物①、②については、アスベストの調査は行なわれておりません。

1. A棟

(1)平成18年2月28日付市原商業(IY棟)ビル吹付け調査結果報告書の内容

調査機関 NECファシリティーズ株式会社

調査目的

本調査は、ビル内の吹付け材の有無、存在位置の確認、および当該吹付け材中のアスベストの有無（アスベストが含有されている場合はその濃度）を明らかにし、吹付け材に関してビル内のアスベスト使用状況を明らかにすることを目的とした。

なお、ここで言うアスベストとは天然の繊維状鉱物で、蛇紋岩系のクリソタイル、角閃石系のクロシドライト、アモサイトを指す。

調査方法

図面による事前の吹付け材の有無調査結果を踏まえ、当該ビルの現地調査でビル全体を調査した。吹付け材があった場合には原則採取しアスベスト含有量の分析を実施した。本調査方法により、ビルの吹付け材に関するアスベスト使用状況の全容を明らかにすることが可能である。

なお、採取は原則、「平成8年3月29日 基発第188の2 労働省労働基準局長通達」により行なった。分析も同通達により、位相差顕微鏡による定性分析の後、X線回析装置による分析を行なった。

【吹付け材の分析について（基発第188号：平成8年3月29日 労働省労働基準局長通達「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」）】

本報による分析結果は、定性分析と定量分析の2通りによるものである。

「定性分析（位相差顕微鏡法）」

吹付け材中に石綿（アスベスト）が含有されているか否かを判断するものである。（定量分析の前に行う。）

「定量分析（X線回析法）」

吹付け材中の石綿の含有量を測定するものである。

定量分析は、石綿の含有量が1%未満の場合は「不検出」、1%以上の場合は「検出（○%）」となる。

なお、法令上の判断基準はこの定量分析により測定された数値が1%を超えて含有するものを石綿と定義している。

また、基発第188号により定量分析は、1%の標準試料との比較で行なうこととされているため、定量分析の下限値は1%になる。

（下限値とは、本分析法で定量（測定）出来る最小の値のことである。）

調査結果

本ビルでは、発電機室、ボイラー室、特別高圧電気室、普通高圧電気室、壁のケーブル貫通部、等に吹付け材が使用されており、B1Fボイラー室天井にはアスベスト（クリソタイル2%）が含有されていることが分かった。目視調査の結果、同じB1Fの発電機室天井、特別高圧電気室、普通高圧電気室でも同種の吹付け材が使用されていた。

（詳細は表. 市原商業(IY棟)ビルの調査結果を参照)

表. 市原商業(IY)ビルの調査結果

No.	調査箇所	吹付 有無	採取	吹付の種類	分析結果	備考
①	2F店舗天井裏	無	—			
②	2F DS	無	—			
③	B1F ホンカ`スホン`室	無	—			
④	B1F 発電機室天井	有	—	吹付けロックウール (半湿式)	クリソタイル2%	⑫と同種
⑤	B1F ボイラー室天井	有	○		不検出 (1%未満)	
⑥	B1F 特別高圧電気室	有	—	吹付けロックウール (半湿式)	クリソタイル2%	⑫と同種
⑦	B1F 普通高圧電気室	有	—	吹付けロックウール (半湿式)	クリソタイル2%	⑫と同種
⑧	B1F 機械室天井裏	無	—			
⑨	B1F マシン搬入室	無	—			
⑩	B1F 壁のケーブル貫通部	有	○	グラスウール充填材	不検出 (1%未満)	
⑪	2F 空調機械室	無	—			
⑫	B1F ボイラー室天井	有	—	吹付けロックウール (半湿式)	クリソタイル2%	※
⑬	B1F ボイラー室天井	有	—	吹付けロックウール (半湿式)	クリソタイル2%	※

現地調査日時：平成18年1月26日(木)8:30～12:00

アスベスト分析方法：位相差顕微鏡及びX線回析装置による定性・定量分析

※印は調査依頼者からの提供情報

(2)平成19年7月31日付市原商業(IY棟)ビル吹付け調査結果報告書の内容

調査機関 NECファシリティーズ株式会社

調査目的

本報告書は、平成18年2月28日に発行した「市原商業(IY棟)ビル吹付け調査結果報告書」中の調査結果(1%を超えて含有するものをアスベストとした調査結果)に基づき、下記「アスベスト判定に関する経緯」を踏まえ、再判定を行ったものである。

【アスベスト判定に関する経緯】

- 1) 平成18年9月1日の労働安全衛生法施行令の一部改正により、アスベストを含有している吹付け材の規制対象が「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に変更された。(対象範囲拡大)
- 2) 1)に伴い0.1%を超えて含有しているか否かを判断する分析方法としてJIS A 1481が厚生労働省より通達され、同通達により188号通達が廃止された。(基発第0821002号、平成18年8月21日通達)

「基発第0821002号通達」

本通達で、上記JIS A 1481と同等以上の精度を有する分析方法として、廃止前の基発第188号通達の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法を挙げており、この定性分析により「アスベストは含有せず」という結果のものについては「アスベストが0.1%を超えて含有しないものとして取り扱うことができる」とされている。

調査結果

B1F壁のケーブル貫通部においては、JIS A 1481で再分析を行ない、アスベストが0.1%を超えて含有しないことを確認した。

(3)平成20年11月21日付市原商業(IY棟)ビル吹付け調査結果報告書の内容

調査機関 NECファシリティーズ株式会社

調査目的

本報告書は、平成18年2月28日に発行した「市原商業(IY棟)ビル吹付け調査結果報告書」中の調査結果(1%を超えて含有するものをアスベストとした調査結果)及び平成19年7月31日に発行した「市原商業(IY棟)ビル吹付け調査結果報告書」に基づき、下記「アスベスト判定に関する経緯」を踏まえ、再判定を行なったものである。

【アスベスト判定に関する経緯】

基安化発第0206003号、第0206004号(平成20年2月6日通達)

本通達で、建材等に使用されているアスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとされてきたことや、JIS法の1.「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査においては、アクチノライト、アンソフィライト、及びトレモライト(以下「トレモライト等」という)を対象にしていなかったが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、アスベスト暴露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められている。

調査結果

B1F壁のケーブル貫通部においては、JIS A 1481で再分析を行ない、アスベスト(アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト)が0.1%を超えて含有しないことを確認した。

(4) B1Fのアスベスト除去工事について

平成18年1月30日から同年2月13日までの期間において、以下のアスベストの除去工事が行われました。

アスベスト除去工事（平成18年実施）

工事場所		該当箇所	数量
B1F	発電機室	天井	53.36 m ²
B1F	バッテリー室	天井	18.00 m ²
B1F	ボイラー室	天井	84.00 m ²
合 計			155.36 m ²

◎ A棟のアスベスト調査結果等のまとめ

平成18年2月28日付市原商業（IY棟）ビル吹付け調査結果報告書により、アスベストの含有が確認された箇所は、B1F発電機室天井(④)、B1F特別高圧電気室(⑥)、B1F普通高圧電気室(⑦)、B1Fボイラー室天井(⑫及び⑬)である。（※括弧内の丸数字は同調査結果報告書のものである。）

このうち、平成18年1月30日から同年2月13日に実施されたアスベスト除去工事により、B1F発電機室天井(④)、B1Fボイラー室天井(⑫及び⑬)のアスベストが除去されているが、B1F特別高圧電気室天井(⑥)、B1F普通高圧電気室天井(⑦)については、アスベストが現存している。

2. B棟

(1)平成18年2月28日付市原商業(I/MALL)ビル吹付け調査結果報告書の内容

調査機関 NECファシリティーズ株式会社

調査目的

本調査は、ビル内の吹付け材の有無、存在位置の確認、および当該吹付け材中のアスベストの有無（アスベストが含有されている場合はその濃度）を明らかにし、吹付け材に関してビル内のアスベスト使用状況を明らかにすることを目的とした。

なお、ここで言うアスベストとは天然の繊維状鉱物で、蛇紋岩系のクリソタイル、角閃石系のクロシドライト、アモサイトを指す。

調査方法

図面による事前の吹付け材の有無調査結果を踏まえ、当該ビルの現地調査でビル全体を調査した。吹付け材があった場合には原則採取しアスベスト含有量の分析を実施した。本調査方法により、ビルの吹付け材に関するアスベスト使用状況の全容を明らかにすることが可能である。

なお、採取は原則、「平成8年3月29日 基発第188の2 労働省労働基準局長通達」により行なった。分析も同通達により、位相差顕微鏡による定性分析の後、X線回析装置による定量分析を行なった。

【吹付け材の分析について（基発第188号：平成8年3月29日 労働省労働基準局長通達「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」）】

本報による分析結果は、定性分析と定量分析の2通りによるものである。

「定性分析（位相差顕微鏡法）」

吹付け材中に石綿（アスベスト）が含有されているか否かを判断するものである。（定量分析の前に行う。）

「定量分析（X線回析法）」

吹付け材中の石綿の含有量を測定するものである。

定量分析は、石綿の含有量が1%未満の場合は「不検出」、1%以上の場合は

「検出 (○%)」となる。

なお、法令上の判断基準はこの定量分析により測定された数値が1%を超えて含有するものを石綿と定義している。

また、基発第188号により定量分析は、1%の標準試料との比較で行なうこととされているため、定量分析の下限値は1%になる。

(下限値とは、本分析法で定量(測定)出来る最小の値のことである。)

調査結果

本ビルでは、店舗天井裏、貸室天井裏、電気室、階段等に吹付け材が使用されているが、採取し、分析した結果、アスベストは検出されなかった。

(詳細は表.市原商業(Iモール)ビルの調査結果を参照)

表.市原商業(Iモール)ビルの調査結果

No.	調査箇所	吹付有無	採取	分析結果	備考
①	1F店舗天井裏	無	—		
②	2F店舗(1)天井裏梁	有	○	不検出(1%未満)	
③	2F店舗(2)天井裏梁	無	—		
④	1F・EV機械室脇EPS	無	—		
⑤	3Fトイレ内PS	無	—		
⑥	1F・EV機械室梁(露出)	無	—		
⑦	1F階段下	無	—		
⑧	3F休憩室天井裏	無	—		
⑨	3F貸室天井裏	有	—	不検出(1%未満)	②と同種
⑩	3F事務所天井裏	無	—		
⑪	屋上第二電気室	有	○	不検出(1%未満)	
⑫	電気室	有	—	不検出(1%未満)	※
⑬	B室	有	—	不検出(1%未満)	※
⑭	1F階段	有	—	不検出(1%未満)	※
⑮	2F駐車場側梁	有	—	不検出(1%未満)	※
⑯	2F駅側梁	有	—	不検出(1%未満)	※

現地調査日時：平成18年1月26日(木)8:30～10:30

アスベスト分析方法：位相差顕微鏡及びX線回析装置による定性・定量分析

※印は調査依頼者からの提供情報

(2)平成20年12月12日付市原商業(I/MALL)ビル吹付け調査結果報告書の内容

調査機関 NECファシリティーズ株式会社

調査目的

本報告書は「平成18年2月28日付市原商業(I/MALL)ビル吹付け調査報告書」中の調査結果(1%を超えて含有するものをアスベストとした調査結果)にもとづき、下記「アスベスト判定に関する経緯」を踏まえ、再判定を行なったものである。

【アスベスト判定に関する経緯】

- 1) 平成18年9月1日の労働安全衛生法施行令の一部改正により、アスベストを含有している吹付け材の規制対象が「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に変更された。(対象範囲拡大)
- 2) 1)に伴い0.1%を超えて含有しているか否かを判断する分析方法としてJIS A 1481が厚生労働省より通達され、同通達により188号通達が廃止された。(基発第0821002号、平成18年8月21日通達)

「基発第0821002号通達」

本通達で、上記JIS A 1481と同等以上の精度を有する分析方法として、廃止前の基発第188号通達の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法を挙げており、この定性分析により「アスベストは含有せず」という結果のものについては「アスベストが0.1%を超えて含有しないものとして取り扱うことができる」とされている。

- 3) 基安化発第0206003号、第0206004号(平成20年2月6日通達)

本通達で、建材等に使用されているアスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとされてきたことや、JIS法の1.「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査においては、アクチノライト、アンソフィライト、及びトレモライト(以下「トレモライト等」という)を対象にしていなかったが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、アスベスト暴露防

止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められている。

調査結果

(1)の調査において、吹付け材が確認された以下の箇所について、JIS A 1481で再分析を行なった結果、アスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト）が0.1%を超えて含有しないことを確認した。

・ 確認箇所（※丸数字は(1)の調査結果報告書のもの）

- ②2F店舗(1)天井裏梁
- ⑪屋上第二電気室
- ⑫電気室
- ⑬B室
- ⑭1F階段
- ⑮2F駐車場側梁
- ⑯2F駅側梁

◎B棟のアスベスト調査結果等のまとめ

平成18年2月28日付市原商業(I/MALL)ビル吹付け調査結果報告書及び平成20年12月12日付市原商業(I/MALL)ビル吹付け調査結果報告書により、アスベストが無いことが確認された。